

官報

号外

昭和四十三年二月二十七日

第五十八回 衆議院會議録 第七号

昭和四十三年二月二十七日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

檢察官適格審査会委員の予備委員の選挙
東北開発審議会委員の選挙
中国地方開発審議会委員の選挙
北陸地方開発審議会委員の選挙
首都圏整備審議会委員の選挙
昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

午後一時四分開議
○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

檢察官適格審査会委員の予備委員の選挙
東北開発審議会委員の選挙
中国地方開発審議会委員の選挙
北陸地方開発審議会委員の選挙
首都圏整備審議会委員の選挙

○議長(石井光次郎君) 檢察官適格審査会委員の予備委員、東北開発審議会委員、中国地方開発審議会委員、北陸地方開発審議会委員及び首都圏整備審議会委員の選挙を行います。

○山村新治郎君 檢察官適格審査会委員の予備委員外四委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、檢察官適格審査会委員の予備委員に古屋亨君を指名し、委員森清君の予備委員といたします。

次に、東北開発審議会委員に齋藤邦吉君を指名いたします。

次に、中国地方開発審議会委員に柴田健治君を指名いたします。

次に、北陸地方開発審議会委員に三宅正一君を指名いたします。

次に、首都圏整備審議会委員に始岡伊平君を指名いたします。

昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
○山村新治郎君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

右
昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十三年一月三十一日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十三年二月二十九日までに政府に売り渡した場合には、当該個人の昭和四十二年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡しの時期及び数量に応じ次に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない。

一 昭和四十二年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百八十円

二 昭和四十二年十月一日から同月十一日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

三 昭和四十二年十月十二日から同月二十日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、五百二十円

四 昭和四十二年十月二十一日から昭和四十三年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百四十円

2 前項の場合において、同項第一号から第三号までに規定する米穀が、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第三条第二項の規定に基づく政府の買入価格につき買入れの時期に応ずる格差が設けられていない米穀であるときは、当該米穀についてのこれらの号に掲げる金額は、これらの号の規定にかかわらず、四百四十円とする。

(法人税の特例)

第二条 前条の規定は、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農

昭和四十三年二月二十七日 衆議院會議録第七号

昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 朗読を省略した議長の報告

八〇

業生産法人が、その生産した昭和四十二年産の米穀を政府に売り渡す旨を昭和四十二年九月二十日(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の各区域において生産される米穀については、同年八月三十一日)までに申し込み、その申込みにより締結した契約に基づいて当該米穀を昭和四十三年二月二十九日まで政府に売り渡した場合について準用する。この場合において、前条第一項中「当該個人の昭和四十二年分の所得税については」とあるのは「当該業生産法人のその売渡しの日の属する事業年度分の法人税については」と、「所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第三十四号に規定する農業所得に係る同法第二十七条第二項の総収入金額に算入しない」とあるのは「当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入すること読み替えるものとする。」

2 前項において準用する前条第一項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第十八号の規定の適用については同号イ(1)に規定する所得の金額に、同法第六十七条第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額にそれぞれ含まれるものとする。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に、第二条第一項に規定する売渡しの日の属する事業年度(以下「売渡事業年度」という。)分の法人税につき法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書(以下「確定申告書」という。)を提出し又は国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定(以下「決定」という。)を受けた第二条第一項の業生産法人は、同項において準用する第一条第一項の規定の適用により、次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、こ

附則

理由

昭和四十二年産米穀につき、事前売渡申込制度の円滑な実施に資するため、事前売渡申込に基づいて政府に米穀を売り渡した者の所得税及び法人税を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 ただいま議題となりました昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十二年産の米穀の集荷に資するため、生産者が同年産の米穀を、事前売り渡し申し込み制度に基づいて政府に対し売り渡した場合、同年分の所得税並びに法人税について、その売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラム、すなわち一石当たり千五百円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、本二十七日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(石井光次郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後一時九分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

○朗読を省略した議長の報告

(政府委員承認)

一、去る一月三十一日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した。

法務省人國管理局局長 中川 進
外務省経済協力局長 上田 常光
外務省國際連合局長 重光 晶
運輸省自動車局長 鈴木 珊吉

一、去る七日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した。

總理府總務副長官 弘津 恭輔
氣象庁次長 増田 誠三

(政府委員任命)
一、去る一月三十一日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、一月三十一日議長において承認した中川進外三名を同日第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、七日議長において承認した弘津恭輔外一名を同日第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(報告書受領)

一、去る二日、内閣を経由して郵政大臣小林政治君から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和四十一年度業務報告書及びこれに対する同大臣の意見書を受領した。

一、去る十四日、人事院総裁佐藤達夫君から、国家公務員法第三十九条九項の規定に基づく昭和四十二年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

(政府委員退任)

一、去る六日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、總理府總務副長官堀秀夫は二日付をもつて、また氣象庁次長紅村文雄は三日付をもつてそれぞれ退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る十三日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、七日付をもつて内閣総理大臣官房広報室長三井芳文は退職したので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(委員推薦通知)

一、去る七日、議長は、社会保障制度審議会委員に次の職員を推薦し、その旨内閣に通知した。

八木 一男君

(応召議員)

一、去る二十四日、召集に応じた議員は次の通りである。

(議席変更)

愛媛県第一区選出 関谷 勝利君

一、去る六日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

五一 西風 勲君

一四 加藤 万吉君

一、去る二十四日、衆議院規則第十四条但書により、議長において議席を次の通り変更した。

三三七 倉石 忠雄君

三三八 前尾繁三郎君

三三九 椎名悦三郎君

三四二 西村 直己君

三四三 西村 直己君

(理事補欠選任)

一、去る一月三十一日、農林水産委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 角屋堅次郎君(理事赤路友蔵君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 坂村 吉正君(理事高見三郎君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 鹿野 彦吉君(理事長谷川四郎君去る一月三十一日理事辞任につきその補欠)

理事 稲富 稔人君(理事中村時雄君去る一月三十一日理事辞任につきその補欠)

一、去る一日、決算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 田中 武夫君(理事佐藤觀次郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 鍛冶 良作君(理事吉川久衛君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 田川 誠一君(理事小峯柳多君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

一、去る二日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 折小野良一君(理事門司亮君去る二日理事辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 小川 三男君(理事久保三郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 山村新治郎君(理事古川丈吉君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 實蔵君(理事大久保武雄君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 山下 榮二君(理事河村勝君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

事を補欠選任した。

理事 田中 武夫君(理事佐藤觀次郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 鍛冶 良作君(理事吉川久衛君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 田川 誠一君(理事小峯柳多君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

一、去る二日、常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 折小野良一君(理事門司亮君去る二日理事辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 小川 三男君(理事久保三郎君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 山村新治郎君(理事古川丈吉君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 徳安 實蔵君(理事大久保武雄君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 山下 榮二君(理事河村勝君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

一、去る五日、予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 北澤 直吉君(理事古川丈吉君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 広沢 直樹君(理事伏木和雄君去る五日委員辞任につきその補欠)

一、去る六日、常任委員会において次の通り理事を補欠選任した。

理事 山中 貞則君(理事小沢辰男君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 渡辺美智雄君(理事吉田重延君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 只松 祐治君(理事平林剛君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 村山 喜一君(理事武藤山治君去る六日理事辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 堀 昌雄君(理事田中武夫君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 島村 一郎君(理事河本敏夫君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 玉置 一徳君(理事麻生良方君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 山花 秀雄君(理事森本靖君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 齋藤 憲三君(理事秋田大助君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 田澤 吉郎君(理事加藤常太郎君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 坪川 信三君(理事佐藤洋之助君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 早稲田柳右エ門君(理事田村元君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

一、去る七日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小沢 辰男君(理事藏内修治君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 藤本 幸雄君(理事田中正巳君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 竹内 黎一君(理事齋藤邦吉君去る七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る一月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 南條 徳男君

文教委員 藤波 孝生君

懲罰委員 竹下 登君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員 森山 欽司君

理事 渡辺美智雄君(理事吉田重延君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 只松 祐治君(理事平林剛君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 村山 喜一君(理事武藤山治君去る六日理事辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 堀 昌雄君(理事田中武夫君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 島村 一郎君(理事河本敏夫君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 玉置 一徳君(理事麻生良方君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 山花 秀雄君(理事森本靖君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 齋藤 憲三君(理事秋田大助君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 田澤 吉郎君(理事加藤常太郎君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 坪川 信三君(理事佐藤洋之助君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 早稲田柳右エ門君(理事田村元君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

一、去る七日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小沢 辰男君(理事藏内修治君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 藤本 幸雄君(理事田中正巳君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 竹内 黎一君(理事齋藤邦吉君去る七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る一月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 南條 徳男君

文教委員 藤波 孝生君

懲罰委員 竹下 登君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員 森山 欽司君

予算委員 古井 喜實君

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 中馬 辰猪君

法務委員 山口シヅエ君

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 渡海元三郎君

法務委員 中尾 栄一君

大蔵委員 広沢 直樹君

通信委員 中野 明君

予算委員 浅井 美幸君

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員 伏木 和雄君

石橋 政嗣君

山内 広君

予算委員 浅井 美幸君

煙 和君

山内 広君

理事 竹内 黎一君(理事齋藤邦吉君去る七日理事辞任につきその補欠)

理事 只松 祐治君(理事平林剛君去る六日理事辞任につきその補欠)

理事 村山 喜一君(理事武藤山治君去る六日理事辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 堀 昌雄君(理事田中武夫君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 島村 一郎君(理事河本敏夫君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 玉置 一徳君(理事麻生良方君去る一月二十九日委員辞任につきその補欠)

通信委員会

理事 山花 秀雄君(理事森本靖君去る一月八日委員辞任につきその補欠)

理事 齋藤 憲三君(理事秋田大助君去る一月二十六日委員辞任につきその補欠)

理事 田澤 吉郎君(理事加藤常太郎君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 坪川 信三君(理事佐藤洋之助君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 早稲田柳右エ門君(理事田村元君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

一、去る七日、社会労働委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小沢 辰男君(理事藏内修治君去る十一月二十八日委員辞任につきその補欠)

理事 藤本 幸雄君(理事田中正巳君去る一月二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 竹内 黎一君(理事齋藤邦吉君去る七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る一月三十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 南條 徳男君

文教委員 藤波 孝生君

懲罰委員 竹下 登君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員 森山 欽司君

予算委員 古井 喜實君

一、去る二日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 中馬 辰猪君

法務委員 山口シヅエ君

一、去る五日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 渡海元三郎君

法務委員 中尾 栄一君

大蔵委員 広沢 直樹君

通信委員 中野 明君

予算委員 浅井 美幸君

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員 伏木 和雄君

石橋 政嗣君

山内 広君

予算委員 浅井 美幸君

煙 和君

山内 広君

昭和四十三年二月二十七日 衆議院会議録第七号

朗読を省略した議長の報告

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和四十三年年度一般会計予算

昭和四十三年年度特別会計予算

昭和四十三年年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

昭和四十三年年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十三年二月五日

予算委員長 井出一太郎

衆議院議長 石井光次郎殿

(案約提出)

一、去る十三日、内閣から提出した条約は次の通りである。

日本国とシンガポール共和国との間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とマレーシアとの間の千九百六十七年九月二十一日の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十日、内閣から提出した条約は次の通りである。

関税及び貿易に関する一般協定のジュネーブ議定書(千九百六十七年)及び関係交換公文の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定第六條の実施に関する協定の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年の国際穀物協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和四十三年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

最低賃金法の一部を改正する法律案

一、去る一日、議員から提出した議案は次の通りである。

非核宣言並びに核兵器持ち込み禁止取極に関する決議案(佐々木良作君提出)

日本の非核武装に関する決議案(柳田秀一君外三名提出)

非核宣言に関する決議案(大野源君外一名提出)

一、去る二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

日本放送協会昭和四十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

一、去る六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

物品税法等の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

一、去る九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案

行政機関の職員の定員に関する法律案

一、去る十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金金融特別会計法を廃止する法律案

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案

日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

簡易郵便局法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、議員から提出した議案は次の通りである。

日本の非核武装と核兵器禁止に関する決議案(柳田秀一君外十名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

金融機関の合併及び転換に関する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

石炭鉱業経理規制臨時措置法の廃止期限等を変更するための法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

割賦販売法の一部を改正する法律案

一、去る十三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

関税定率法等の一部を改正する法律案

一、去る十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

小規模ため池等整備事業に関する緊急措置法案(工藤良平君外十一名提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

清掃施設整備緊急措置法案

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

船舶安全法の一部を改正する法律案

一、去る十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次の通りである。

船員保険法の一部を改正する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部を改正する法律案

一、去る二十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

法務省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次の通りである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

一、去る二十四日、議員から提出した議案は次の通りである。

昭和四十三年二月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

通りである。

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案(神近市子君外七名提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案

一、昨二十六日、内閣から提出した議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

日本学校安全会法の一部を改正する法律案

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

電気用品取締法の一部を改正する法律案

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

(議案付託)

りである。

日本放送協会昭和四十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書 通信委員会 付託

一、去る六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号) 文教委員会 付託

一、去る六日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号(予)) 文教委員会 付託

一、去る十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十二号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

以上三件 内閣委員会 付託

経済援助資金特別会計法及び余剰農産物資金融通特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第一五号) 大蔵委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十二号) 大蔵委員会 付託

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十五号)

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十六号)

以上二件 商工委員会 付託

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号) 建設委員会 付託

公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十四号)

産業公害対策特別委員会 付託

一、去る十二日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

電気用品取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十九号(予)) 商工委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十二号)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

以上三件 大蔵委員会 付託

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三十三号) 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の通りである。

清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出第三十五号) 社会労働委員会 付託

小規模ため池等整備事業に関する緊急措置法案(工藤良平君外十一名提出、衆法第二号) 農林水産委員会 付託

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号) 運輸委員会 付託

一、去る十九日、委員会に付託された議案は次の通りである。

船舶保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

第三十九号) 社会労働委員会 付託

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 商工委員会 付託

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号) 通信委員会 付託

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号) 内閣委員会 付託

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次の通りである。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号) 社会労働委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四八号) 内閣委員会 付託

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号) 大蔵委員会 付託

金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

金属鉱業等安定臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出第五〇号)

以上二件 商工委員会 付託

一、昨二十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案(神近市子君外七名提出)

衆議院第三号

法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

小規模ため池等整備事業に関する緊急措置法案

(工藤良平君外十一名提出)

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案(神近市子君外七名提出)

(議案撤回)

一、去る十二日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

日本の非核武装に関する決議案(柳田秀一君外三名提出)

非核宣言に関する決議案(大野潔君外一名提出)

(調査要求承認)

一、農林水産委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月三十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産業の振興に関する事項

二、農林水産物に関する事項

三、農林水産業団体に関する事項

四、農林水産金融に関する事項

五、農林漁業災害補償制度に関する事項

二、調査の目的

農林水産業の実情を調査し、その振興を図るため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年一月三十一日

農林水産委員長 足立 篤郎
衆議院議長 石井光次郎殿

一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、蔵入蔵出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、公団等が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計に関する事項

五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月一日

決算委員長 大石 武一

衆議院議長 石井光次郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る二日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

地方自治、地方財政、警察及び消防に関する事項

二、調査の目的

地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月二日

地方行政委員長 吉川 久衛

衆議院議長 石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、陸運に関する事項

二、海運に関する事項

三、航空に関する事項

四、日本国有鉄道の経営に関する事項

五、港湾に関する事項

六、海上保安に関する事項

七、観光に関する事項

八、気象に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実状並びに行政を調査し、その合理化及び振興に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月二日

運輸委員長 大野 市郎

衆議院議長 石井光次郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の会計に関する事項、税制に関する事項、関税に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月二日

運輸委員長 大野 市郎

衆議院議長 石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国の会計に関する事項、税制に関する事項、関税に関する事項、金融に関する事項、証券取引に関する事項、外国為替に関する事項、国有財産に関する事項、専売事業に関する事項、印刷事業に関する事項、造幣事業に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月六日

大蔵委員長 田村 元

衆議院議長 石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通商産業の基本施策に関する事項

二、経済総合計画に関する事項

三、公益事業に関する事項

四、鉱工業に関する事項

五、商業に関する事項

六、通商に関する事項

七、中小企業に関する事項

八、特許に関する事項

九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに

総合調整のため

二、通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月六日

商工委員長 小峯 柳多

衆議院議長 石井光次郎殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、通信行政に関する事項

二、郵政事業に関する事項

三、郵政監察に関する事項

四、電気通信に関する事項

五、電波監理及び放送に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月六日

通信委員長 古川 文吉

衆議院議長 石井光次郎殿

一、社会労働委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生関係及び労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策

に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和四十三年二月七日

社会労働委員長 八田 貞義

衆議院議長 石井光次郎殿

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

特殊教育に関する質問主意書(鈴木一君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

ベトナム戦争収拾への方途と政府の対外政策に関する質問主意書(川崎秀二君提出)

(答弁書受領)

一、去る六日、内閣から衆議院議員塚本三郎君提出台湾産バナナ輸入割当て方式に関する質問に対し、各項目について慎重に検討する必要があるため、昭和四十三年二月十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員塚本三郎君提出台湾産バナナ輸入割当て方式に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木一君提出特殊教育に関する質問に対する答弁書

台湾産バナナ輸入割当て方式に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年一月三十日

提出者 塚本 三郎

衆議院議長 石井光次郎殿

台湾産バナナ輸入割当て方式に関する質問主意書

現在、台湾産バナナの輸入については、輸入貿易管理令第三条及び第九条に基づき輸入割当て制度が実施されている。政府は、右の輸入割当ての実施に当たっては、昭和三十八年度及び昭和三十九年度の二年間を基準期間として採用し、その間における輸入業者のいわゆる実績を基準として輸入割当てを行なっている。

一昨年末、表面化してきた台湾産バナナの輸入取引にまつわるいわゆる黒い霧問題について考えてみるに、当業界に黒い霧が現在に至るまでなお引いている影を断ち切り、また、将来においても、再びこのような事態が発生することを防止するためには、少なくとも、経済施策としては、すみやかに、現在の実績に基づく輸入割当て方式に改善を加えることが必要である。

この際、諸般の事情にかんがみ、次の理由により、輸入割当て方式としては、差し当たり、実績に基づく割当て部分と均等割当て部分とを混合した方式による輸入割当て方式を実施することが適

切であると考え。政府は、今後の輸入割当てにおいて台湾産バナナ輸入取引の正常化と輸入秩序の安定を図るため、右の新しい割当て方式を実施する意図があるかどうか。実施する場合においては、いかなる内容の方式とするかについて具体策をあわせて明示されたい。

(一) 現在の輸入割当て方式の基準となる昭和三十八年度及び昭和三十九年度の実績の内容に問題がある。このことは、昭和四十二年三月十四日に提出した質問主意書において指摘し、同年三月二十八日の内閣の答弁書においても、認めているところであるが、その要点を要約すると次の諸点である。

すなわち、台湾の中華民国政府は、台湾産バナナの輸出について許可制をとり、台湾側輸出業者のオフアを必要とすることとし、これを当該輸出業者の自由選択にゆだねた。台湾産バナナの日本の国内市場は、売手市場であるため、業界に次のような事態の発生を招くこととなつた。すなわち、日本の輸入業者のうち、ある者は、オフアを獲得するため、台湾側業者とその他関係筋へのリベート等の財源獲得の必要上、手段を選ばず、外国為替管理法違反、関税法違反、所得税又は法人税の脱税等をあえて行なうことによつて輸入数量の拡大を図るようになった。その結果、過当競争と外貨損失、不正競争等の弊害が目にあまるものとなつてきた。また、台湾側の輸出関係者においても、この間の事情を利用して日本における流通利益を得るため、自己の分身（ダミー）である商社を日本に輸入業者として設立し、実質上の同一人が台湾の輸出業者と日本

の輸入業者等を兼ねることにより、流通利益を確保するとともに、日本の国内輸入市場に支配力を伸ばし、日本の国内価格及び取扱量に次第に大きな影響を持つようになつてきた。これが台湾側のダミー商社の実態である。また、台湾産バナナの国内市場が売手市場であることから輸入すれば必ずしもかかるという状況であるため、輸入権のみを獲得しこれを売ることによつて利益を得ようとする利権屋的輸入業者なるもの（ペーパー業者）が発生横行することとなつた。これらの状態がいわゆる黒い霧が発生することとなつた土壌である。

昭和四十年以降政府が実施している割当て方式の基準となつている実績の内容は、右のような状態であつた時期の実績である。正常な企業努力の結果、獲得した実績であると評価する訳にはゆかないものを多分に包含しているのである。政府は、これを基準として輸入割当てを行なつていたので、その後輸入総数量が増大するに伴い、大手業者と中小業者の取扱量の格差は、全体に占める割合には変化はないとしても、取扱数量の格差はますます拡大される結果となつてきたのである。このような過去の不合理な実績に基づく数量割当てが温存され、かつ、輸入総数量の増大とともにその格差が拡大された形で存続してゆくという方式によつて輸入割当て行政が実施されているという点については、再検討の必要があると考えるべきが当然である。

(二) 昭和四十年十月一日から昭和四十一年九月三十日までの一箇年間の割当実績七百八十万かごについてみると、輸入業者二百六十社のうち、大手十三社でみると約二百萬かご、大手三十七社でみると約三百九十萬かごを取り扱っている。年間総輸入量が限定され、かつ売手市場を形成している現在、取扱数量が少数の者に集中すればするほど市場における価格支配力は強くなり、価格操作を容易にするものである。この数年間に台湾産バナナの輸入総数量が倍増以上となつているにもかかわらず、小売価格はそれほど安くなつていない、正常な企業努力の結果をあらわしているものと評価することのできないような実績に基づく現在の割当方式において一社数十萬かごに達するような大口輸入業者が存在することは正常な価格形成及び小売価格の引下げという点から考えても好ましいものであると考える訳にはゆかない。

また、輸入業者の体質改善あるいは規模の利益という観点からみてある程度以上の取扱数量がなければ企業の生産性からみて合理的でないという点が考えられるが、当業界は、格別の固定設備及び多数の従事者を必要とする事業でない関係上取扱量を増大すればするほど生産性が向上するという事業ではないといふ点からみて、大口輸入業者の存在意義は、特にないといつても過言ではない。台湾産バナナの輸入が完全に自由化されれば別として、輸入割当て制度が実施されている間においては、一社に大口割当てを行なうことについては、再検討する必要がある。

右に述べたところからいふゆる「黒い霧」ふつしよくのため、及び台湾産バナナ輸入業者に対し合理的な経済施策を実施するため、抜本策ではないが、差し当たり、次の割当て方式を実施すること

が適當であると考え。これについて政府の所見はどうか。

(一) 昭和四十一年十月一日から昭和四十二年九月三十日までの実績割当て七百八十万かごについては、今後当該年度輸入総数量のうち、七百八十万かごに相当する数量については、当該実績割当てによる。

(二) 当該年度の輸入総数量のうち、七百八十万かごをこえる部分の数量については、当該割当て時における割当てを受けるべき輸入業者に対して均等に割当てを行なう。

(三) 当該年度の輸入総数量のうち、必要に応じて分割して割当てを行なう場合は、前記(一)(二)を合計して得た割当てに基づいて、そのつど割当てを行なう。

(四) 特別調整割当てによる実績は、今後の割当てに際しては、実績として取り扱わない。

右質問する。

昭和四十三年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議員塚本三郎君提出台湾産バナナ輸入割当て方式に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員塚本三郎君提出台湾産バナナ輸入割当て方式に関する質問に対する答弁書
一 台湾バナナ輸入については、昭和四十年七月以降いわゆる実績割当て方式を採用しているが、これは、バナナの国内需要に対してその供給が相対的に不足している状況下で過当な競争

昭和四十三年二月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議員の報告

を排除し、合理的な輸入秩序を確立するためのやむを得ざる措置であると考えている。この場合において、割当ての基準となつてゐる実績の内容が「不正競争」の結果によるものであるとの御意見であるが、これについては、何が「不正競争」であるかを客観的に認定することは極めて困難であり、裁判の結果等によりその事実が確定された場合は別として、現状においては、この方式を継続せざるを得ないものと考えてゐる。

二 次に実績割当て方式の採用によつて、大手輸入業者の価格支配力が強まり、小売価格の安定ないし引下げを阻害しているという御意見であるが、これについては、昭和四十一年四月十日の春日一幸議員の再質問主意書に対する答弁書において述べたごとく、そのおそれは特になく考えられ、政府としては、むしろ、国内果樹産業との調整を配慮しつつ輸入数量の増大を図るとともに、加工商工組合の育成等により国内流通の合理化を推進することが消費者価格の安定ないし引下げに最も貢献するものと考え、その方向に向つて努力を続ける所存である。

三 バナナの輸入割当て方式については、輸入秩序の維持確立の見地から、従来とも、日本バナナ輸入組合の意向を尊重して実施して来たところであるが、御質問の均等割の問題に関しても、新たに組合員の総意として要望があつた場合には、これを考慮しつつ、従来方式に併せて十分検討してまいりたいと考えている。

四 御質問の特別調整割当ての実績算入の可否については、特別調整割当ては、過去の割当ての再調整上必要やむを得ざる措置として実施した

ものであり、今後引き続き実績として取り扱ひのが妥当であると考えてゐる。

特殊教育に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年二月二日

提出者 鈴木 一

衆議院議長 石井光次郎殿
特殊教育に関する質問主意書

昭和四十三年二月八日付で、特殊教育に関する質問主意書を提出したが、右に対する答弁は、かならずしも満足しうるものではないので、ここに再び質問主意書を提出する。

一 学校教育法第七十四条によれば、都道府県は、養護学校の設置義務を有するにもかかわらず、法施行後二十年を経過する昭和四十二年五月一日現在において、養護学校未設置の都道府県数は精神薄弱養護学校が三十三府県、肢体不自由養護学校が二府県、病弱虚弱養護学校が二十九府県であり、養護学校設置義務の施行期日を定める政令がまだに公布されていない。

右事実に関し、いかなる理由をもつて、今日まで放置しているのか政府の説明を伺いたい。

二 文部省の資料によれば、昭和四十二年五月一日現在、学齢児童生徒のうち、特殊教育の対象となる障害児数が九十万五千九百五十九名、就学者数が十三万九千九百八十四名、就学率が十五・四％である。

右の事実は、約七十六万六千名に達する障害児が、義務教育就学率九十九・八％世界一の誇りの陰に、入学すべき養護学校、特殊学級が不

足しているために、やむなく普通学級において、不適切な教育に泣かされていることを示している。

最近数年間の特殊学級の増設推移については、昭和三十九年度（昭和三十八年五月一日—昭和三十九年四月三十日）が千三百十六学級で一万一千三百三十二名、昭和四十年年度が千四百九十八学級で一万一千五百五十五名、昭和四十一年年度が千七百四十学級で一万三千七百七十五名、昭和四十二年年度が千三百九十三学級で一万九百九十四名となつてゐる。

これでは、わが国の特殊教育が欧米の水準に達するには、今後なお数十年の努力を必要とすることを物語るものである。

しかるに、政府は昭和四十三年度予算案において、特殊学級の増設を、わずか千二百学級にとどめているが、いかなる理由によるものか明確なる説明を伺いたい。

三 今日特殊教育行政が進展をみせる重大原因の一つは、特殊教育における一貫した教員対策が樹立されず、教員の不足に悩まされているがためである。日本の義務教育制度が世界一になつた陰には、師範教育行政の確立があつた。しかるに、現在の特殊教育行政には、教員の養成並びにその身分、待遇に関し、一貫した体系が存在せず、十分な考慮が払われていない。待遇を例にとれば、従来四％にすぎなかつた特別手当が、昭和四十二年度にいたり、ようやく八％に増額されたにすぎず、ソヴィエトが一般教員の二割五分増の加算を行ない、養成課程にあつては、一般養成課程の学生の五割増の手当を支給するにもかかわらず、なお教員の不足に悩んで

いる現状よりしても、いかにわが国の教員対策が無策であるか明らかであらう。

元来、一般教員にくらべ、特殊の専門的知識を必要とし、仕事の内容もじみで手数がかかり、その割にむくれない上、身分関係においても不利な条件を忍ばなくてはならないのである。けだし教員の不足は、無理からぬことである。多くの人間にとつて魅力ある職場に改善されない限り、教員の不足は解消されず、教員の確保なくして特殊教育の発展は望まれない。

(イ)待遇の改善(ロ)一般教員とは別個に独立した身分制度の確立(ハ)需要に見合う養成課程の拡充こそ特殊教育におけるかなえの三本足である。

文部省の資料によれば、現在特殊教育を担当する教員総数二万二千七百八十八名中、特殊教育免許状所有者は七千六百八十八名（三十一・一％）にとどまり、特に特殊学級にあたつては一万二千八百五十五名中、わずかに千七百七十五名（十三・三％）を占めるにすぎない。

他方政府の教員養成の方法は、(イ)大学の養成課程（昭和四十二年三月の卒業生は、一級、二級をあわせて七百三十一名）(ロ)内地留學生派遣制度（昭和四十二年内地留學生五百五十五名）(ハ)初心者に対する短期研修制度の三本立てであり、新規有資格者数はまさに焼石に水の感がある。さらに、早急に設置すべき養護学校、特殊学級の要求に加えて、将来の特殊教育制度の拡充を考慮するならば、特殊教育における教員養成行政の刷新、拡充は焦眉の急と信ずる。

政府は、現状の不足を解消し、将来の必要に備えて、いかなる方針と対策を用意されているのか具体的な説明を伺いたい。

四 次に幼児期における特殊教育についてお尋ねしたい。

『早期発見の早期教育』は特殊教育の基本的鉄則であり、特に大脳が発育途上にある幼児期に適切な補充教育を施すことは、就学前の障害者に顕著な教育効果を与える。新生児の際は、わずかに三百三十五グラムにすぎなかつた大脳も、三歳児になると千六百四十四グラムに達し、『三つ子の魂百まで』のことわざにもあるとおりこの時期に人格の基礎が固まつてくる。さらに七歳―八歳のころに至つて、視覚、聴覚、運動、言語中枢が完成する。

しかるに、人間の人格形成に最も重要な地位を占める幼児期の障害者に対し、政府の配慮は全く欠け、幼児期の対策は貧困をきわめている。欧米の状況と比較すれば、わが国の幼児対策は、ようやくスタートラインについたところである。普通児が満六歳で小学校に入學するまでに、自然に四千語より五千語の言葉を使うことができるようになる。聾児に対し、小学校入學前一年保育を施すと、約千五百語を覚え、二年保育では、二千から二千五百語に達し、三年保育では、ほぼ四千語の言葉が使用できる。アメリカにおいては、千九百六十二年すでに三百二十一校の聾幼稚園をかぞえ、中には一歳児保育の幼稚園すら存在する。

悲しいかな、日本においては昭和四十二年五月一日現在にて、幼稚園に通園する幼児の数は、盲児三十名、聾児千三百九十六名、精神薄弱児二十名、肢体不自由児五名、病弱虚弱児六名にすぎない。

幼児教育を欠く日本の特殊教育を、まさに画

昭和四十三年二月二十七日 衆議院議事録第七号

竜点晴を欠くというべきである。政府は幼児の特殊教育を、いかに評価されているのか、また、いかなる対策を講じようとしているのか見解を承りたい。

五 日本の特殊教育の欠陥は、職業教育の軽視にある。教育の本義は、将来有為の人材を養成することを目的とし、将来の効用を期待する先行投資の性格をもち、しかも教育無償の原則の上に立つ。特殊教育またしかりである。障害者もつ人たちは、国家に対し保護保障を求め、自立の機会を求める権利をもつ。逆に国家の側になれば、障害者をもつ人々を放置しておくことは社会的にも大きな負担になる。もし、国家がこれらに社会復帰の道を開き、かれらが社会で自立できる機会と能力を与え得るならば、将来かれらの収入から税金として、国家に復帰に要した経費の払い戻しを期待することができ、双方にとり得策である。

ここに、特殊教育における職業教育の積極的意義があり、現にアメリカの障害者対策が、非常な成果をあげている理由は、実にこの民主的な合理精神が、根底に働いているからである。キリスト教的な人道主義を背景にして、アメリカの特殊教育における職業教育は、非常に充実した内容をもっている。

それに反して、わが国においては、社会復帰への道をなす職業教育は、まことに貧弱をきわめ、昭和四十二年度における特殊教育における職業教育に投ぜられた予算は、わずかに四千五百万円にとどまつている。職業教育の充実があつて、はじめて特殊教育が首尾一貫した体系を整えることができるのであるが、職業教育を軽

朗説を省略した議長の報告

視している現状は、いかなる理由に基づくものか所見を伺いたい。

六 最後に、日本の特殊教育行政の最大の欠陥である言語障害児、情緒障害児対策についてお尋ねしたい。

学校教育法第六章特殊教育に関する規定には、両者を規定する条項が全くない。この両者を欠く特殊教育は、あたかも法学部、医学部を欠く総合大学のごときものである。特殊教育が障害者の社会復帰を目標とする以上、固有の永続的障害である盲者、聾者、精神薄弱者、肢体不自由者よりも、一時的障害たる言語障害児、情緒障害児に対する教育は一層重要な意義をもつ。現行法規のあり方は、まことに理解に苦しむ。欧米諸国においては、いずれも教育治療制度が確立しているにもかかわらず、ひとりわが国のみが、全くその存在を無視している。

(A) 言語障害児

現在アメリカに二百万人に及ぶ言語障害児が存在し、その内三十四％が、一万人以上に達する専門の言語治療教師の教育をうけている。また、教員養成のため、二百以上の大学に、専門の言語治療教師を養成する課程が設けられている。

これに反して、わが国においては、言語障害児(十八歳未満)は約百七十七万人、学齡児童生徒約七十五万人以上存在すると推定されているにもかかわらず、特殊学級わずかに小学校二十五学級、中学校三学級あるにすぎず、教師も五十名にとどまり、就学率五千人に一人の割合である。まさに雲泥の相違である。

(B) 情緒障害児

情緒障害児対策については、欧米十五箇国において、すでに治療教育制度が確立されている。特に少年非行化の要因として重視され、犯罪少年の再教育には、情緒障害の治療に重点がおかれている。

イギリス文部省社会不適応児委員会は、情緒障害児の出現率が、治療を要する者、診断を要する者、援助を要する者を含め五・四％から十五・八％あると報告してある。

東京都教育委員会の調査によれば、いわゆる問題児中十％は、専門の精神科医の治療を必要とし、五％―十％が治療をした方がよいという結論がでている。

スイスにおいては、重症児に対しては小児専門の精神診療所が設置され、すべて州費で治療が施され、軽症者に対しては、特殊学級において治療教育が施されている。わが国においては全く特殊学級が存在していない。非行化防止の見地よりみても放置しておくことは、ゆゆしき社会問題といわなければならぬ。

政府は、いかなる理由でこの問題に全然手を付けられないのであるか説明を願いたい。右質問する。

昭和四十三年二月九日

衆議院議長 石井光次郎殿
内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議員鈴木一君提出特殊教育に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木一君提出特殊教育に関する

質問に対する答弁書

特殊教育の振興については、かねてから養護学校や特殊学級の増設と施設・設備の整備、職業教育の充実、教職員の養成と確保などを重点として、種々の施策を講じている。

他面、近年医学、心理学の進歩等により障害児の実態が次第により明らかにしつつあり、その実態に即応するようなきめこまかい特殊教育が行なわれることが必要となるに至っている。

このため、昭和四十二年度に心身障害児の実態について、全国的調査を行なうとともに、学識経験者等の協力のもとに特殊教育の基本的なあり方および特殊教育に関する研究体制整備について、総合的な研究調査を進めている。

特殊教育の振興を図っていく上には、多くの困難な問題があるが、今後、いつそうの努力をいたしてまいりたい。

一 養護学校の増設については、昭和三十一年に制定された公立養護学校整備特別措置法に基づいて、義務教育諸学校と同様に、教職員の給与費、教材費、建築費の国庫負担を行なうとともに、昭和三十五年度から、とくに設備費の補助を行ない、設置促進を図ってきた。さらに、昭和三十七年度からは、全都道府県に、肢体不自由、精神薄弱および病弱・虚弱の三種の養護学校について、それぞれ都道府県立学校一校以上を設置する方針のもとに、毎年度十六校の増設計画をたて、その設置の促進を行なってきた。

この間、各都道府県においては、高等学校急増対策に重点がおかれていたこと、また、この教育に対する関係者の理解がかならずしもじゆ

うぶんでなかつたことなどにより、養護学校の設置推進が遅滞し、このため、養護学校における就学義務および設置義務に関する施行期日を定める政令を公布する段階に至っていない。

二 特殊学級については、昭和三十二年頃から、設備費を補助し、その設置を促進しており、昭和三十九年度からは、すべての市町村に、人口規模に応じた一定数の特殊学級を計画的に設置することとして、毎年度千学級の増設計画を進めてきた。昭和四十二年からは、毎年度の増設計画を千二百学級に増加して、その設置を推進することとしている。

また、市町村が、この増設計画による学級数をこえて特殊学級を設置する場合にあつても、教職員給与費、教材費、建築費について国庫補助を行ない、設置を奨励している。

三 盲学校および聾学校の教員については、盲学校教員養成課程および聾学校教員養成課程を設置して、必要な数の教員の養成を行なっている。

養護学校の教員の養成については、養護学校教員養成課程を、養護学校の増設計画にあわせて、国立大学の全教員養成学部を設置する計画を進め、現在、すでに三十五大学に設置している。昭和四十三年度においては、さらに五大学に設置することとしており、この養護学校教員養成課程の増設により、養護学校等において必要とされる数の教員の確保を図ることとしている。

一方、盲学校、聾学校および養護学校の現職教員のうち、特殊教育職員免許状を所有していない者に対しては、毎年全国的に現職教育を

実施して、その資質の向上を図るとともに、免許状の取得を奨励している。

また、教員の優遇措置としては、八パーセントの俸給の調整額を支給するほか、盲学校、聾学校および養護学校の小学部および中学部の教員に対して、高等学校教員と同じ俸給表を適用している。

四 心身に障害をもつ幼児の早期教育のうち、聴覚障害児については、言語形成期である満三歳頃からの早期の言語指導がぜひ必要であるため、昭和三十七年度からの施設・設備の補助を行ない、小学部を置いている全国の聾学校に計画的に幼稚部を設置し、三歳児からの教育の実施を積極的に進めることとしている。現在、聾学校幼稚部は、小学校を置く聾学校九十六校中七十六校に設置されている。

その他の心身障害児の早期教育については、現在、国立大学の附属学校等において、実験的に行なわれているが、さらに、効果的な教育や訓練の内容・方法についての研究を行ない、その実施について検討を進めることとしている。

五 心身障害児に対する職業教育については、その重要性にかんがみ、従来からその充実を図つており、とくに、昭和三十六年度からは、五年間にわたり、新しい職業分野を積極的に開拓するため、新職業教育開拓事業として、盲学校、聾学校および養護学校の高等部に施設・設備等の補助を行なってきた。その成果に基づき、学習指導要領の改訂を行ない、盲学校および聾学校の高等部の職業学科の充実を図り、昭和四十一年度からこれに伴つて必要となる施設・設備の補助を計画的に行なっている。さらに、昭和四

十二年度には、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の改正において、高等部の職業学科についても、教員および実習助手の定数増を図ることとした。

また、盲学校、聾学校および養護学校の中学部ならびに、中学校特殊学級における職業教育についても、計画的に設備充実のための補助を行なっている。

以上のように職業教育について充実を図ってきたが、今後、なおいつそう努力してまいりたい。

六(A) 言語障害教育については、昭和三十八年度から実験学校を設けて研究を進めているが、治療との関連もあり、さらに研究を進めて、その成果を得つつ普及を図りたい。なお、現在、言語障害特殊学級は七十学級の設置をみている。

また、この教育を担当する教員の養成および研修のために、内地留学生制度の実施、言語障害教育担当教員講習会の開催を行なっており、昭和四十三年度には、東京学芸大学に言語障害児教育教員養成課程を新設することとしている。

(B) 情緒障害児の対策については、昭和三十六年度に情緒障害児短期治療施設を児童福祉施設の一つとして設置し、治療を行なうとともに、これにあわせて、教員を派遣して教育を行なっている。

情緒障害児の教育については、昭和四十二年度から、実験学校を設けて情緒障害児の教育の内容・方法についての研究を行なっているが、今後は、その成果をみつつ、治療との

関連のもとにその実施について検討したい。

なお、言語障害および情緒障害児の調査については、昭和四十二年度の全国的調査に含めて行ない、その実態を把握することとした。

右答弁する。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川崎秀二君提出ベトナム戦争収拾への方途と政府の対外政策に関する質問に対する答弁書

ベトナム戦争収拾への方途と政府の対外政策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年二月六日

提出者 川崎 秀二

衆議院議長 石井光次郎殿

ベトナム戦争収拾への方途と政府の対外政策に関する質問主意書

一 一月三十日以来の南ベトナムの戦局はきわめて重大である。いわゆるベトコン、民族解放戦線は全土の主要都市に対する攻撃を開始し、米軍の掃討作戦にもかかわらず、なお多くの都市を占領し、北部の古都ユエでは民主民族連合戦線なるものが結成され、その全国指導委員会が「南ベトナムに和平を回復し外国軍隊を引揚げさせ、独立、民主、平和、中立のベトナムを建設するための政權樹立」を呼びかけている。

わが外務省は、これについて事態は平静化に向かっていると公式に表明したが、在サイゴン日本大使館と米国大使館の情報のみに基づく

ことは判断に慎重を欠くこととなり、日本新聞特派員の通信及び外国通信は事態の重大性を訴えているが、政府は広く情報を収集して国民に事態のすう向を知らしむべきであると考へるがいかな。

二 私には去る一月二十二日、自由民主党幹事長を通じて、ベトナム戦争の和平機運促進に関する意見書を提出し、これに先立ち、党総務会において所信を開陳した。

その第一の要点は、昨年一年間を通じて、アメリカのたびかさなる和平呼びかけにも反して、いつさい和平を拒否していた北ベトナムが、昨年末に至り、チン外相の言明で「アメリカが無条件に北爆を停止するならば、和平のテーブルにつく用意がある」とはじめて和平交渉の意思を明らかにした。これは、国連事務総長ウ・タント氏が国連総会及び各種の会合で数十回にわたり、ベトナムの道は、北爆の停止であることを力説したことが立証されたことを意味する。

私は、北爆の停止が、和平の唯一の端緒であることを二十五日の自民党総務会においても主張し、三木外相も、北爆停止は何人も賛成である。ただし、北ベトナムも、和平会談の途上に、南への補給浸透を中止するとか、その他の保証を明らかにする必要があると言明され、私はアメリカにも、北ベトナムにも双方に日本が呼びかけるべきであると主張したが、その後、具体的声明もなく、時日はむなく流れ、アメリカと北ベトナムの相互不信は、ついに、南ベトナムにおける解放戦線の総反抗となつて現われた。

この間の日本政府は、能動、積極的に和平への努力を具体的に示したとは思えないがいかな。また、将来事態が変化し、和平への見とおしがある際にも「北爆の停止」が先行すべきものと思ふが政府の見解を開きたい。

三 もちろん、ベトナム戦争の収拾は、当事者たるアメリカと北ベトナムの双方に相互不信がある以上、にわかに進展するいわれはない。しかしながら、いづれの光明を見出した場合は、当事者の大国たるアメリカの態度が混迷を打開する第一のきざである。

ジョンソン大統領は、北ベトナム外相の真意を捕そくしうたいとして一月初旬以来、打診をつづけ、中旬に至り、「アメリカの態度はサンアントニオ演説が基礎でありこれが不動の方針である」と言明し、和平会談への代償を要求したが、元来、常識として、会談のはじまる前に大国が小国に向かつて代償要求は無理のように思われる。政府の方針を、外相の外交演説に見ても、ほとんどジョンソン大統領の所見と同工異曲であつて、ソ連、フランスはもとより、多

四 ベトナム戦争を民族戦争と見るが、単なる反共戦争と見るかは、論者により異なり必ずしも単一に割切ることではない。しかしながら、三年前、アメリカが南ベトナム政府の要請に応じて、「南ベトナムの治安を確保し、テロ行為を掃討して秩序を回復する」

ことを使命とし、さらにアジアにおける共産主義の侵食を食い止める聖戦であると言明したころより、今日の戦況及び社会事情が、微妙に変化していることにも注目しなければならぬ。

アメリカはジュネーブ協定に制約されて、マクナマラ前国防長官のいう「限定戦争」のワク中で苦闘し、ばう大、優秀なる機械力を駆使して、個々の戦場で有利を占めても、戦争完勝への最後の手段を持たず、いわゆる、手づまりの戦争を繰り返して、また、南ベトナムの人心を把握するに至っていない。長期にわたる戦争は一般ベトナム人をして一日も早く戦争の痛苦からのがれ、ベトナム人自身による解決を図らんとする風潮が台頭しつつあることが看取される。

私は、ベトナム戦争の性格は、反共戦争の性格から、次第に民族戦争への性格に濃厚に移行し、この戦争収拾の主役は、ベトナムの民衆であること、戦争は武力で終らず政治的解決以外にないと信ずるが、政府の見解を承りたい。

五 一月はじめ、かすかな和平の希望があつた際、私はベトナム戦争は収拾か、拡大かの岐路に立っていると判断した。完勝を望めないアメリカに、また、抗戦の士気衰えざる北ベトナムも、北爆と諸般の事情により疲弊し、長期戦争を呼号するもこれにも限界ありと見たからである。この機運が遠のけばベトコン及び北ベトナムの反抗が起り、さらに軍事力を持つアメリカはさらに兵力を増強し、解決の困難性から、大陸におけるエスカレーションと冒險を試みるかも知れず、勢のおもむくところ米、中武力衝突の惨事を招来する危険性がないとは限らない

昭和四十三年二月二十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長報告

からである。その際の戦禍は、ひとり当事者のみでなく、米、中の谷間にある日本の頭上にふりかかることは必至である。

日本民族の安んずるも、繁栄も一瞬にして土崩瓦解することは必至である。

現在、中共は一般にベトナム戦争に介入しない、その可能性は将来もないと見られているが、周恩来首相の言明では介入への三つの場合があげられていることも想起しなければならず、この際おそれるのは、アメリカの軍事力過信であり、米、中衝突の危機を回避することは、わが国の利益を守る第一の哲理であり、世界の悲願でもあると思うが、これを未然に防止するための政府の具体策を承りたい。

六 古来「国大なり」といへども、戦を好めば必らずほろぶ」という。第一次、第二次大戦のドイツ、第二次大戦の日本はその例である。

私は、アメリカを好戦国とは断じて思わない。むしろ、すぐる両大戦の場合、彼は常に受身であつて、さきには欧州の惨禍を傍観し得ずして最後に立ち、後には真珠湾攻撃の奇襲を喫して、はじめて、全国民がわいて参戦した。従来の歴史は、常に平和と自由を愛好し、他国の難に参じたのはアメリカの歴史である。

しかし、今回のベトナム戦争は、ベトナムが他国により侵略されたのではなく、アジア将棋倒しといういわゆる、ドミノ理論を採用して介入した点、また、その後、收拾がつかぬまま戦線をエスカレートした点に、大義名分に曇りがある。

しかし、アメリカは依然、民主国家の名に恥じぬ動静を国民と議会の中に反映している。一

部の急激なる反戦論者は別として、多年アメリカ議会の外交委員長の職にあるフルブライト氏は、何十回となくベトナム政策を批判し、近次の言説は「アメリカは軍力でベトナムを納骨堂としても、アジア人に永久の恨みを買い得るであらう」といひ、政治評論家ウォルター・リッパマン氏も「巨象も蚊の大群を制し得ない」とベトナム戦争を評している。アメリカの民主主義が、なお健在な証左である。

日本は、アメリカの友邦であり、自由民主党は特に日本において自由と平和を愛好し、議会政治をまもる総本山として、アメリカ議会政治の盟友である。親友とは、友人の危局に際してこれを衷切らず、同時に好言をもつてへつらう者であつてはならない。日本はこの友人のために多極化した世界の現状を直視すべきことを直言すべきものと考えてるが、首相の見解を伺いたい。

七 長期の見とおしとして再び戦局が重大化した以上、アメリカ大統領選挙までに和平へのきざしは、事実上期待薄であらう。しかし和平への手がかりは、あらゆる方法を求めて根強く展開されるべきである。三木外相は「日本こそアメリカの政策に影響をもたらし筆頭の国」と言明したがこれを實現するための所信を聞きたい。

また、西村民社党委員長が、ベトナム問題にからんで、佐藤首相の訪ソ実現をうながしているが、この際、各種の建設的提案に耳を傾けるべきである。また、ソ連、フランス、イギリス、日本、その他調停国の結集に乗り出すべきである。また、将来、アメリカと北ベトナムの間に、和平の機会があれば、当然、南ベトナム

政府と解放戦線、あるいは、民主平和戦線との会議も平行して行なわれねばならず、その際、ベトナムは北ベトナムの手先で、民衆の支持はまったくなく、南ベトナム政府は唯一の民衆を代表するものとするアメリカの論理の変更なくしては、和平は困難である。

八 長期的展望として、南ベトナムは連立政権の樹立、中立の厳守、アメリカ軍及び北ベトナムの撤退の時期明示、アメリカ軍に代わる国連監視機構実力を具有する①の下での自由選挙による議会政治の實現という法則以外にないと考えるが、これらの問題についての政府の考えを聞きたい。

近來、政府の外交方策及び国防施策が、国民の理解への努力、野党各派への対話精神に欠けているかに見えるのは残念である。安保問題でも、民社党、公明党は、安保固定化には反対しているが、延長には絶対反対しているのではない。エンタープライズ寄港をめぐる紛争でも、核兵器搭載の疑のある空母寄港という国民の本能的嫌悪感をぬぐいさる努力に欠けたことは、紛争を大きくし、後に木村官房長官の常識的発言となつたと考えるがいかな。

佐藤首相は、時局重大の今日、ニイチェのいうごとく、「山上に立てるものの厳しさに堪えよ」の精神を忘れず、単に国防思想の普及と強化(もちろん必要であるが)のみに力点をおくことなく、むしろ外交の展開こそ、最上の防衛手段なりと信じて、国民へ、わが国の平和姿勢のあり方を説明すべきものと考えてるがいかな。

昭和四十三年二月十三日

衆議院議長 石井光次郎殿 佐藤 榮作

衆議院議員川崎秀二君提出ベトナム戦争收拾への方途と政府の対外政策に関する質問に対し、別紙答弁書を交付する。

〔別紙〕

衆議院議員川崎秀二君提出ベトナム戦争收拾への方途と政府の対外政策に関する質問に対する答弁書

一、外務省は、情勢判断にあたつては、広く各方面から情報を聴取し、これを総合した上で、慎重に判断を下しており、また、かくして得られた国際情勢一般に関する判断は適宜新聞発表、政府刊行物等の形で国民に対し発表されていく。

二、(1) 政府はこれまで和平の問題に関し広く関係諸国の意向を積極的に打診することに努めるなど種々和平への努力を行なつて来ている。

(2) 何人といへども北爆が望ましいことであるとは思っていないであらう。しかし、紛争のそもその原因である北からの浸透や介入にふれることなしに北爆の停止のみをとり上げることは公正な態度とはいえない。米国は従来から北ヴェトナムが建設的な話合いに応じ、かつ北爆停止を浸透のために利用しないのであれば北爆の停止の用意がある旨を明らかにしているが、米国がこのような立場をとっていることは従来、北ヴェトナムが北爆停止中、南に対する浸透を継続あるいはかえつて強化さ

して来た事実及び御指摘のチン外相の声明もこの浸透問題に触れていないことにかんがみれば、一方的な北爆の停止に慎重である米側の立場も無理からぬことと思われ。いずれにしても政府としては、一日も早く、和平のために当事者双方の意向が合致し、その結果、北爆をふくむすべての戦闘行為が停止されて、ヴィエトナムに平和がよみがえる日の来ることを強く望んでいる。

三、北爆停止の問題に関する上記二、の如き日本政府の考えは、あくまでも和平を望むわが国独自の判断にもとづくものであり、対米追従云々ということはあたっていない。

四、(1) ヴィエトナムにおける事態が今日のよう深刻化するに至った背景には、国際的、国内的要因、あるいは政治的、軍事的要因が互いに複雑に錯綜しているもので、この戦争の性格をいかに規定することは困難であるが、米国の南ヴィエトナム支援は南ヴィエトナムの自由と独立の擁護を基本目的としていると承知している。

(2) 南、北ヴィエトナムとも紛争の当事者である以上、ヴィエトナム戦争の終結にあたっては、ヴィエトナム人が主動的役割を果たすべきであり、またそこにはヴィエトナム人の意向が十分に反映されるべきことはいずれまでもない。いずれにせよ、ヴィエトナム人の運命は本来、ヴィエトナム人自身が決めるべきものであり、さすれば、北ヴィエトナムも、ヴィエトナムもまた南ヴィエトナム政府自体も一日も早くヴィエトナム

における平和を実現し、彼等が他国の制肘をはなれて民族の将来を決定しようとする環境の回復をはかるべきであると考えている。

五、わが国としては、米、中武力衝突の如き事態は何としても回避しなければならないことは御指摘のとおりである。米軍としてもかかる事態に立ち至ることを回避したいとの意向からも戦争がヴィエトナム内に局限されるより極度に慎重な態度を持して来ており、他方中共の側においても、言論の上ではともかく実際の行動は極めて慎重であり、現在真向から米軍と実力で対決せんとするが如き動きは認められないように思う。いずれにせよ、万一このような由々しい事態となることを防止するためにもヴィエトナム戦争は速やかに終結されねばならない。

六、紛争の局外にあるものとして、またアジアの一国として、わが国はヴィエトナム紛争において、米軍とは自ら異つた立場に立つこともありうるのは当然である。

われわれはこれまでも米政府首脳に対しいろいろな機会において、われわれのアジア問題一般に対する見方を伝えるとともに、アジアの平和と安全の回復のために一日も早い戦争の終結が望ましいこと、そのためには米軍としても、あらゆる機会をとらえ、和平の緒口探究のための努力を、おこたるべきでないことを直言し、さらに、紛争の早期解決を求める日本国民の願望を率直に伝えて来ている。

七、(1) ヴィエトナム戦争においては、当事者間相互の抜き難い不信感、あるいはお互いの意思疎通の欠如が和平への一つの大きな障害となつていると思われるところ、わが国

は、ヴィエトナム戦争においては軍事的に圏外に立つ国として、また同じアジアの一国としての立場から北ヴィエトナム側の考え方を打診し、これを米軍に伝えることにより、右障害の緩和に何らかの寄与をなしているのではないかと考えている。

(2) 和平実現のためには、ソ連をふくめた各国の建設的な努力が期待されること御指摘のとおりであるが、これまでのところ、関係各国の主張の間には大きな隔りがあり、そのためこれら関係諸国が和平のために結集しうる状況には必ずしも至っていないことは遺憾である。

(3) 和平後の問題は、御指摘の諸事項もふくめ、関係当事者間において決められるべき問題であると思う。

八、(1) わが国は近隣諸国との協力関係を確立し、国際緊張の緩和をはかるなどの外交施策を講じ、また国の安全保障政策については日米安全保障条約を基調として、平和と安全を確保してきたが、政府としては今後とも安保条約体制を堅持するとともに、わが国自らも国力国情に応じ、有効な防衛力を保持すべきものと考えており、国際情勢の冷静かつ客観的な判断に立つときかかる政策が最もわが国の利益に沿うものであると確信している。国の安全を確保することは責任ある政府としての厳粛な責務である。この責務を果たすため、政府はかねてから政府の安全保障政策に対する国民の理解と支持を求めてきており、今後その面で一層の努力を尽す所存である。

(2) エンタープライズ寄港をめぐり一部学生が良識を欠く暴力行為を行なつたことは誠に遺憾である。エンタープライズ等米国の原子力水上軍艦は推進力に原子力を使用している以外は米国のその他の通常の軍艦と異なるところはなく、また核持込みの点については、特にその寄港申入れの際、米側は安全保障条約に基づく事前協議事項については、日本政府の意に反して行動する意図のないことを明確にしていることは繰返し説明したところである。政府としては、原子力水上軍艦の本邦寄港に異議ない旨米側に回答した際に、関連文書を公表するとともに、機会ある毎にその安全性、米軍艦の本邦寄港の意義を説明し、国民の理解を得るよう努めてきたが、今後一段と広報活動を積極化し国民の理解に資したいと考えている。

(3) 政府としては先に述べたとおり、国の安全保障問題については国民の支持と理解を得て国の安全を確保すると言ふ国民に対する責務を果たすことを考えているが、このため、防衛問題に対する堅実な認識の普及に努めるとともに、今後とも、自由を守り平和に徹する外交の基本方針を堅持しつつ、わが国のおかれた環境の現実に即して外交を積極的に展開して行く考えである。

右答弁する。

昭和四十二年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

